保険料の軽減 平成21年度 後期高齢者医療制度



知っていますか、保険料の決まり方気



ま

ているの はどうや

? 7

料 つ

7

被保険者 全員が均 等に負担。 被保険者の所得に応じて負担。 ※年金収入だけの被保険者につ いては、年金収入額が153万 円以下の場合、所得割額は課 されません。

「年金収入一公的年金控 「給与収入一給与 所得控除」など、社会保 険料控除等の各種所得控 除前の金額。

ります。 だく保険料は、 と「所得割額」 の合計額とな 「均等割額」

されます。

ますので、

8月1日から

使 用 し

こてください。

b

し 8

月に

入っても届かない場合は、

色の新しい保険証をお届け になります。7月末までに水

高齢者医療被保険証が変更

均等割額(40,467円)+所得割額{(総所得金額等-基礎控除33万円)×7.14%} =年間保険料(限度額50万円)

減度扶 2 「所得割額」が免除されます。 は、 養者だった人は、 加入直前に健保組合等の被 期間限定の軽減措置 0 4 6 円 均 で等割額」 (年) され、 が 9 割 平成21年 軽

(総所得金額等一基礎控除33万円)×7.14% ×0.5=所得割軽減分の所得割額

保 0 料が軽減されるの ような場

?

3.

人の「所得割額」 波線の部分が58万円以 平成21年度に 新設された制度 が 5割軽減 下の

被保険者の人に納めてい

た

軽減されます。 所得の低い世帯の被保険者 つぎのとおり 世帯の総所得金額 均等割額

等 割 世帯の総所得金額 (被保険者と世帯主の所得の合計額) 均 額 世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下 9割軽減 (その他各種所得なし) の場合 [4,046円/年] 33万円以下の場合 8.5割軽減 上記以外の場合 〔6,067円/年〕 33万円+24.5万円×世帯の被保険者数[※]を計算して得た金額以下の場合 5割軽減 [20,233円/年] ※被保険者が世帯主の場合は世帯主である被保険者を除いた数 2割軽減 33万円+35万円×世帯の被保険者数を計算して得た金額以下の場合 〔32,373円/年〕

問 い合わる せ

22 | 7 | 7 | 3 | 4 **3**082-502-3010 業務課事業管理係 広島県後期高齢者医療 市民生活課医療年金 連合

します。 険証と一 前年の1月~ しくは6ページをご覧くだ 変更となる人がいます。(詳 況を基に、 部負担金の割合が 今までお持ちの保 負担割合を判 - 12月の所 得状

等にいく場合は、 証を提示して下さい。 また、8月1日以降に い合わせ下さい。 新しい 保険 病院

い保つ険 成 あ 証 21年8月1日 る 0 の更 新 から、

は